

新 (表紙)



旧 (表紙)



新 (P総-10)		旧 (P総-10)																																													
H29.2.14	京都市歴史まちづくり推進会議の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第9回変更 内容に係る意見聴取	京都市歴史的風致維持向上計画策定協議会委員名簿 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">学識 経験者</td> <td>京都工芸繊維大学工芸科学研究科教授 石田 潤一郎</td> </tr> <tr> <td>京都工芸繊維大学名誉教授 河邊 聰</td> </tr> <tr> <td>京都大学大学院工学研究科教授 高橋 康夫</td> </tr> <tr> <td>京都工芸繊維大学工芸科学研究科教授 日向 進</td> </tr> <tr> <td>京都府立大学人間環境学部環境デザイン学科 准教授 宗田 好史</td> </tr> <tr> <td>京都府</td> <td>京都府教育庁指導部文化財保護課課長</td> </tr> <tr> <td>関係 機関</td> <td>財団法人 京都市景観・まちづくりセンター 事務局次長</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">京都市</td> <td>総合企画局政策企画室京都創生課長</td> </tr> <tr> <td>文化市民局文化芸術都市推進室 文化財保護課長</td> </tr> <tr> <td>都市計画局都市景観部景観政策課長</td> </tr> <tr> <td>都市計画局都市景観部風致保全課長</td> </tr> <tr> <td>建設局建設企画部建設企画課長</td> </tr> <tr> <td>建設局道路建設部道路計画課長</td> </tr> <tr> <td>建設局道路建設部道路環境整備課長</td> </tr> <tr> <td>建設局水と緑環境部緑政課長</td> </tr> </tbody> </table>	構成員		学識 経験者	京都工芸繊維大学工芸科学研究科教授 石田 潤一郎	京都工芸繊維大学名誉教授 河邊 聰	京都大学大学院工学研究科教授 高橋 康夫	京都工芸繊維大学工芸科学研究科教授 日向 進	京都府立大学人間環境学部環境デザイン学科 准教授 宗田 好史	京都府	京都府教育庁指導部文化財保護課課長	関係 機関	財団法人 京都市景観・まちづくりセンター 事務局次長	京都市	総合企画局政策企画室京都創生課長	文化市民局文化芸術都市推進室 文化財保護課長	都市計画局都市景観部景観政策課長	都市計画局都市景観部風致保全課長	建設局建設企画部建設企画課長	建設局道路建設部道路計画課長	建設局道路建設部道路環境整備課長	建設局水と緑環境部緑政課長	H29.2.14	京都市歴史まちづくり推進会議の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第9回変更 内容に係る意見聴取	京都市歴史的風致維持向上計画策定協議会委員名簿 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">学識 経験者</td> <td>京都工芸繊維大学工芸科学研究科教授 石田 潤一郎</td> </tr> <tr> <td>京都工芸繊維大学名誉教授 河邊 聰</td> </tr> <tr> <td>京都大学大学院工学研究科教授 高橋 康夫</td> </tr> <tr> <td>京都工芸繊維大学工芸科学研究科教授 日向 進</td> </tr> <tr> <td>京都府立大学人間環境学部環境デザイン学科 准教授 宗田 好史</td> </tr> <tr> <td>京都府</td> <td>京都府教育庁指導部文化財保護課課長</td> </tr> <tr> <td>関係 機関</td> <td>財団法人 京都市景観・まちづくりセンター 事務局次長</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">京都市</td> <td>総合企画局政策企画室京都創生課長</td> </tr> <tr> <td>文化市民局文化芸術都市推進室 文化財保護課長</td> </tr> <tr> <td>都市計画局都市景観部景観政策課長</td> </tr> <tr> <td>都市計画局都市景観部風致保全課長</td> </tr> <tr> <td>建設局建設企画部建設企画課長</td> </tr> <tr> <td>建設局道路建設部道路計画課長</td> </tr> <tr> <td>建設局道路建設部道路環境整備課長</td> </tr> <tr> <td>建設局水と緑環境部緑政課長</td> </tr> </tbody> </table>	構成員		学識 経験者	京都工芸繊維大学工芸科学研究科教授 石田 潤一郎	京都工芸繊維大学名誉教授 河邊 聰	京都大学大学院工学研究科教授 高橋 康夫	京都工芸繊維大学工芸科学研究科教授 日向 進	京都府立大学人間環境学部環境デザイン学科 准教授 宗田 好史	京都府	京都府教育庁指導部文化財保護課課長	関係 機関	財団法人 京都市景観・まちづくりセンター 事務局次長	京都市	総合企画局政策企画室京都創生課長	文化市民局文化芸術都市推進室 文化財保護課長	都市計画局都市景観部景観政策課長	都市計画局都市景観部風致保全課長	建設局建設企画部建設企画課長	建設局道路建設部道路計画課長	建設局道路建設部道路環境整備課長	建設局水と緑環境部緑政課長
構成員																																															
学識 経験者	京都工芸繊維大学工芸科学研究科教授 石田 潤一郎																																														
	京都工芸繊維大学名誉教授 河邊 聰																																														
	京都大学大学院工学研究科教授 高橋 康夫																																														
	京都工芸繊維大学工芸科学研究科教授 日向 進																																														
	京都府立大学人間環境学部環境デザイン学科 准教授 宗田 好史																																														
京都府	京都府教育庁指導部文化財保護課課長																																														
関係 機関	財団法人 京都市景観・まちづくりセンター 事務局次長																																														
京都市	総合企画局政策企画室京都創生課長																																														
	文化市民局文化芸術都市推進室 文化財保護課長																																														
	都市計画局都市景観部景観政策課長																																														
	都市計画局都市景観部風致保全課長																																														
	建設局建設企画部建設企画課長																																														
	建設局道路建設部道路計画課長																																														
建設局道路建設部道路環境整備課長																																															
建設局水と緑環境部緑政課長																																															
構成員																																															
学識 経験者	京都工芸繊維大学工芸科学研究科教授 石田 潤一郎																																														
	京都工芸繊維大学名誉教授 河邊 聰																																														
	京都大学大学院工学研究科教授 高橋 康夫																																														
	京都工芸繊維大学工芸科学研究科教授 日向 進																																														
	京都府立大学人間環境学部環境デザイン学科 准教授 宗田 好史																																														
京都府	京都府教育庁指導部文化財保護課課長																																														
関係 機関	財団法人 京都市景観・まちづくりセンター 事務局次長																																														
京都市	総合企画局政策企画室京都創生課長																																														
	文化市民局文化芸術都市推進室 文化財保護課長																																														
	都市計画局都市景観部景観政策課長																																														
	都市計画局都市景観部風致保全課長																																														
	建設局建設企画部建設企画課長																																														
	建設局道路建設部道路計画課長																																														
建設局道路建設部道路環境整備課長																																															
建設局水と緑環境部緑政課長																																															
H29.2.21	京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第9回変更 内容に係る報告	H29.2.21	京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第9回変更 内容に係る報告																																												
H29.3.16	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 申請(第9回変更)	H29.3.16	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 申請(第9回変更)																																												
H29.3.31	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 (第9回変更)	H29.3.31	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 (第9回変更)																																												
H30.1.29	京都市歴史まちづくり推進会議の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第10 回変更内容に係る意見聴取	H30.1.29	京都市歴史まちづくり推進会議の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第10 回変更内容に係る意見聴取																																												
H30.2.21	京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第10 回変更内容に係る報告	H30.2.21	京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第10 回変更内容に係る報告																																												
H30.3.14	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 申請(第10回変更)	H30.3.14	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 申請(第10回変更)																																												
H30.3.29	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 (第10回変更)	H30.3.29	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 (第10回変更)																																												
H31.1.28	京都市歴史まちづくり推進会議の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第11 回変更内容に係る意見聴取																																														
H31.1.28	京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第11 回変更内容に係る報告																																														
H31.2.〇	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 申請(第11回変更)																																														
H31.3.〇	「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 (第11回変更)																																														

新 (P1-21)

そこで、冬季の閑散期対策として京都の歴史的文化遺産や町並みなどを「行灯」でつなぎ、京都ならではの雅を醸し出す夜の風物詩「京都・花灯路」事業を平成15年3月から開催している。

京都の観光客像をモデル的に表せば、日帰り・宿泊が3:1、中高年女性、リピーターとすることができる。特に10回以上のリピーターが約6割を占めていることは、京都観光の質の高さを示している。

外国からも多くの観光客が訪れ、平成20年、京都に宿泊した外国人は約94万人と、5年前と比べて2倍以上に増えている。国別で見るとアメリカが最も多く、次いで台湾、オーストラリア、フランス、中国の順となっている。伝統的な日本文化の原点である京都は、世界の中でも魅力あふれ、訪れてみたい代表的な観光地であることから、観光立国・日本の先導的な役割を期待されている。



写真1-28 京都・花灯路

(5) 文化財の分布

ア 京都市の重要文化財建造物等の概要

(別表1) (平成31年1月現在)

京都市内には、210件の建造物が国指定重要文化財(建造物)として指定され、そのうち42件が国宝に指定されている。重要文化財(建造物)の約85%を占める173件が社寺建築であり、平安時代から江戸時代までの各時代における、日本の代表的な建造物を見ることができる。これらの多くは、旧市街地の外に位置していたため、天明や元治の大火などの災害を逃れた遺構であり、殊に東山地区には国指定の社寺建造物が集積している。

一方、旧市街地には、二条城や本願寺といった代表的な近世の社寺、城郭建築が現存する他、近代以降の質の高い建造物(近代洋風建築7件、近代和風建築4件)が指定されている。

記念物では、57件の史跡(うち3件が特別史跡)、50件の名勝(うち12件が特別名勝)、7件の天然記念物が指定されている。名勝には、日本を代表する庭園が数多く含まれている。また、6件の重要無形民俗文化財が指定されている。そのうち、京都の代表的な祭礼である祇園祭については、祭礼が重要無形文化財に指定されているほか、山鉦29基が重要有形民俗文化財に指定されており、総合的な保護措置が図られている点が注記されよう。

また、昭和51年に産寧坂地区、祇園新橋地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。その後、嵯峨鳥居本地区、上賀茂地区が更に選定され、現在、京都市内には合計4地区の重要伝統的建造物群保存地区がある。

さらに、平成16年の文化財保護法改正によって新たな文化財保護制度として加わった重要文化的景観に、「京都岡崎の文化的景観」が平成27年に選定されている。

旧 (P1-21)

そこで、冬季の閑散期対策として京都の歴史的文化遺産や町並みなどを「行灯」でつなぎ、京都ならではの雅を醸し出す夜の風物詩「京都・花灯路」事業を平成15年3月から開催している。

京都の観光客像をモデル的に表せば、日帰り・宿泊が3:1、中高年女性、リピーターとすることができる。特に10回以上のリピーターが約6割を占めていることは、京都観光の質の高さを示している。

外国からも多くの観光客が訪れ、平成20年、京都に宿泊した外国人は約94万人と、5年前と比べて2倍以上に増えている。国別で見るとアメリカが最も多く、次いで台湾、オーストラリア、フランス、中国の順となっている。伝統的な日本文化の原点である京都は、世界の中でも魅力あふれ、訪れてみたい代表的な観光地であることから、観光立国・日本の先導的な役割を期待されている。



写真1-28 京都・花灯路

(5) 文化財の分布

ア 京都市の重要文化財建造物等の概要

(別表1) (平成30年1月現在)

京都市内には、209件の建造物が国指定重要文化財(建造物)として指定され、そのうち42件が国宝に指定されている。重要文化財(建造物)の約85%を占める173件が社寺建築であり、平安時代から江戸時代までの各時代における、日本の代表的な建造物を見ることができる。これらの多くは、旧市街地の外に位置していたため、天明や元治の大火などの災害を逃れた遺構であり、殊に東山地区には国指定の社寺建造物が集積している。

一方、旧市街地には、二条城や本願寺といった代表的な近世の社寺、城郭建築が現存する他、近代以降の質の高い建造物(近代洋風建築7件、近代和風建築4件)が指定されている。

記念物では、57件の史跡(うち3件が特別史跡)、50件の名勝(うち12件が特別名勝)、7件の天然記念物が指定されている。名勝には、日本を代表する庭園が数多く含まれている。また、6件の重要無形民俗文化財が指定されている。そのうち、京都の代表的な祭礼である祇園祭については、祭礼が重要無形文化財に指定されているほか、山鉦29基が重要有形民俗文化財に指定されており、総合的な保護措置が図られている点が注記されよう。

また、昭和51年に産寧坂地区、祇園新橋地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。その後、嵯峨鳥居本地区、上賀茂地区が更に選定され、現在、京都市内には合計4地区の重要伝統的建造物群保存地区がある。

さらに、平成16年の文化財保護法改正によって新たな文化財保護制度として加わった重要文化的景観に、「京都岡崎の文化的景観」が平成27年に選定されている。

新 (P1-22)

旧 (P1-22)

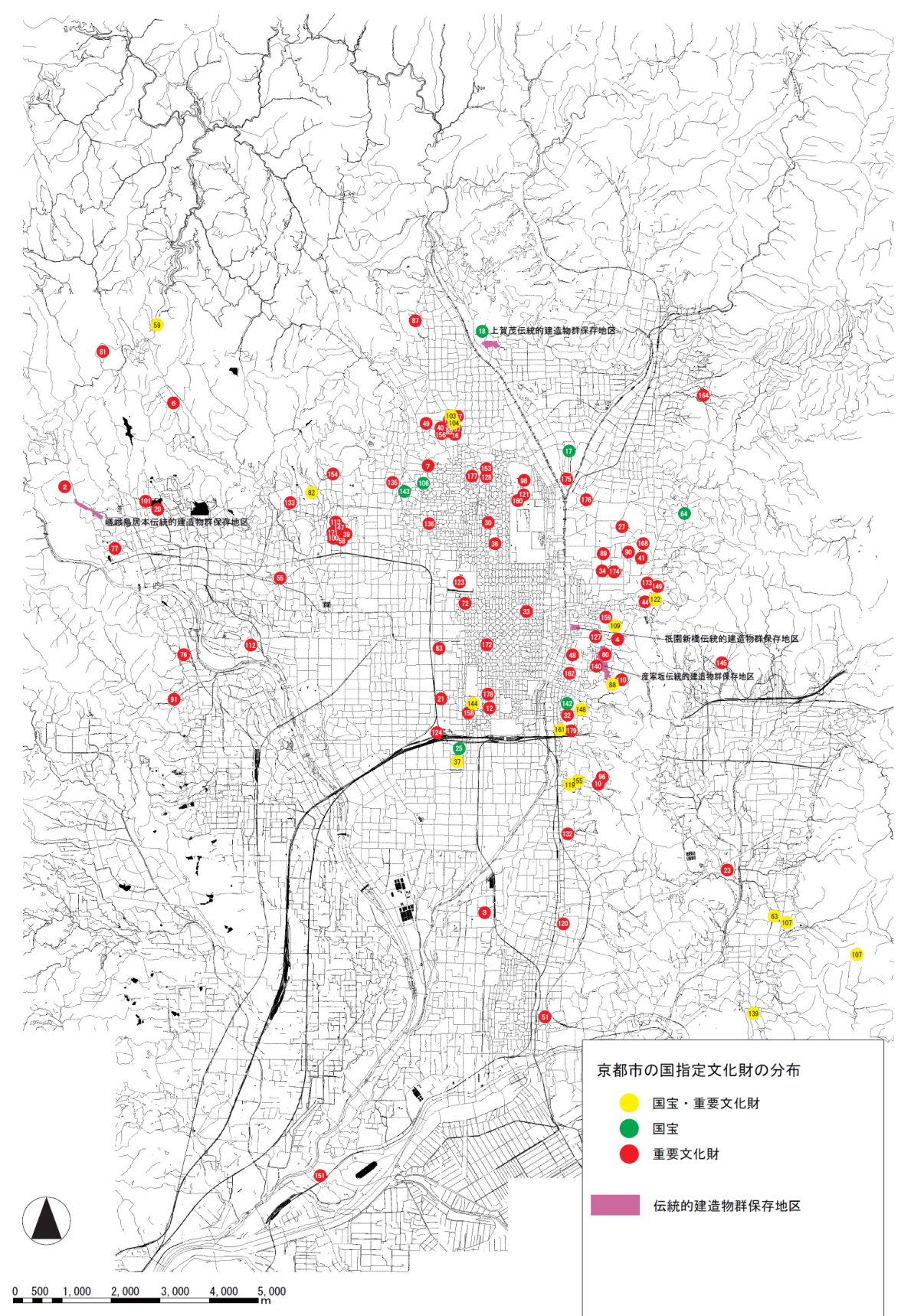
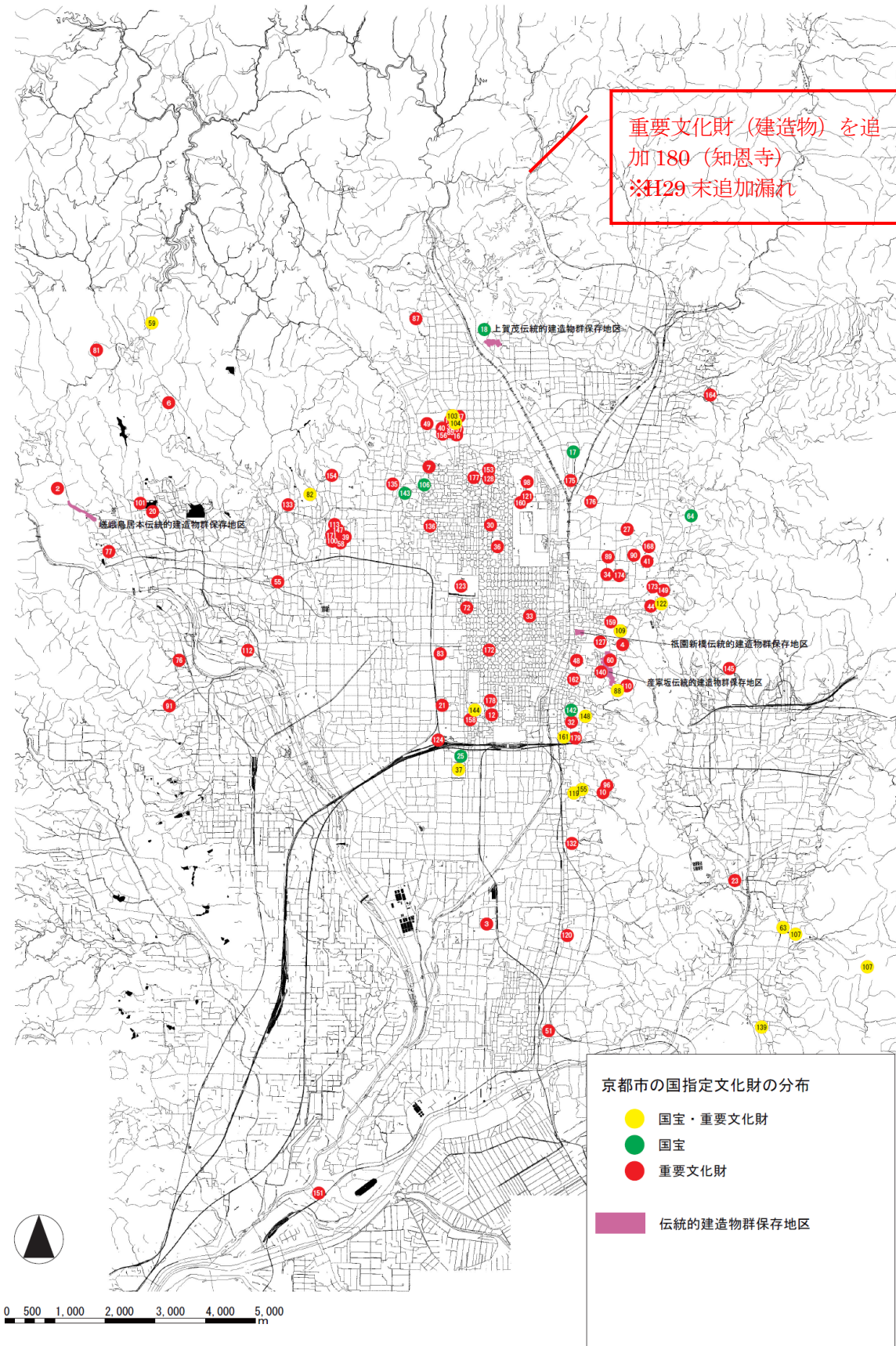


图 1-18 京都市の国指定文化財の分布

图 1-18 京都市の国指定文化財の分布

新 (P 1-23)	旧 (P 1-23)
<p>イ 京都市の重要文化財建造物等以外の文化財等の概要</p> <p>(別表2) (平成31年1月現在)</p> <p>昭和56年(1981), 京都府及び京都市は, 京都府文化財保護条例, 京都市文化財保護条例をそれぞれ制定した。同条例に基づき, 国指定文化財に指定されていない文化財的価値の高い歴史遺産について指定・登録を行い, 保護措置を図っている。</p> <p>京都府文化財保護条例に基づき, 京都市内において, 府指定有形文化財(建造物) <u>48</u>件, 府登録有形文化財(建造物) 8件, 府指定史跡3件, 府指定名勝1件, 府指定天然記念物2件, 文化財環境保全地区1件, 府指定無形民俗文化財1件, 府登録無形民俗文化財2件が指定・登録されている。</p> <p>また, 京都市文化財保護条例に基づき, 市指定有形文化財(建造物) <u>72</u>件, 市登録文化財(建造物) <u>27</u>件, 市指定史跡16件, 市登録文化財(史跡) 12件, 市指定名勝<u>33</u>件, 市登録名勝地3件, 市指定天然記念物25件, 市登録天然記念物10件, 市指定有形民俗文化財<u>8</u>件, 市登録有形民俗文化財3件, 文化財環境保全地区10件, 市登録無形民俗文化財54件が指定・登録されている。</p> <p>この他, 平成8年(1996)に施行された国の文化財登録制度に基づき, 市内において登録有形文化財(建造物) <u>415</u>件※が登録されている。</p> <p>京都市内には上記の指定・登録文化財等の他にも, 文化財的価値を有する歴史遺産が多数残されており, 近代化遺産調査, 近代和風建築調査, 町家調査などを実施して, 積極的に保護措置を進めることを行っている。</p> <p>なお, 京都市では, 市民が京都の財産として残したいと思う, 京都の歴史や文化を象徴する建物や庭園を, 公募によりリスト化し, 市民ぐるみで残そうという気運を高め, 様々な活用を進めることにより, 維持・継承を図る“京都を彩る建物や庭園”制度を平成<u>23</u>年<u>11</u>月から実施している。これまでに市内において市民から推薦があった建物や庭園について審査会で審査し, 所有者の同意を得た<u>390</u>件が選定されており, さらに, 選定された建物や庭園のうち, 審査会で特に価値の高いと評価された<u>118</u>件が認定されている。</p> <p>また, 京都府では, 貴重な文化財の早期保護を図るため, 平成<u>29</u>年4月から「暫定登録文化財」</p>	<p>イ 京都市の重要文化財建造物等以外の文化財の概要</p> <p>(別表2) (平成30年1月現在)</p> <p>昭和56年(1981), 京都府及び京都市は, 京都府文化財保護条例, 京都市文化財保護条例をそれぞれ制定した。同条例に基づき, 国指定文化財に指定されていない文化財的価値の高い歴史遺産について指定・登録を行い, 保護措置を図っている。</p> <p>京都府文化財保護条例に基づき, 京都市内において, 府指定有形文化財(建造物) 51件, 府登録有形文化財(建造物) 8件, 府指定史跡3件, 府指定名勝1件, 府指定天然記念物2件, 文化財環境保全地区1件, 府指定無形民俗文化財1件, 府登録無形民俗文化財2件が指定・登録されている。</p> <p>また, 京都市文化財保護条例に基づき, 市指定有形文化財(建造物) 71件, 市登録文化財(建造物) 25件, 市指定史跡16件, 市登録文化財(史跡) 12件, 市指定名勝32件, 市登録名勝地3件, 市指定天然記念物25件, 市登録天然記念物10件, 市指定有形民俗文化財7件, 市登録有形民俗文化財3件, 文化財環境保全地区10件, 市登録無形民俗文化財54件が指定・登録されている。</p> <p>この他, 平成8年(1996)に施行された国の文化財登録制度に基づき, 市内において登録有形文化財(建造物) 384件※が登録されている。</p> <p>京都市内には上記の指定・登録文化財等の他にも, 文化財的価値を有する歴史遺産が多数残されており, 近代化遺産調査, 近代和風建築調査, 町家調査などを実施して, 積極的に保護措置を進めることを行っている。</p> <p>なお, 京都市では, 市民が京都の財産として残したいと思う, 京都の歴史や文化を象徴する建物や庭園を, 公募によりリスト化し, 市民ぐるみで残そうという気運を高め, 様々な活用を進めることにより, 維持・継承を図る“京都を彩る建物や庭園”制度を平成<u>23</u>年<u>11</u>月から実施している。これまでに市内において市民から推薦があった建物や庭園について審査会で審査し, 所有者の同意を得た323件が選定されており, さらに, 選定された建物や庭園のうち, 審査会で特に価値の高いと評価された90件が認定されている。</p> <p>また, 京都府では, 貴重な文化財の早期保護を図るため, 平成<u>29</u>年4月から「暫定登録文化財」の制度を創設し, 市内において有形文化財(建造物)</p>

新 (P1-24)

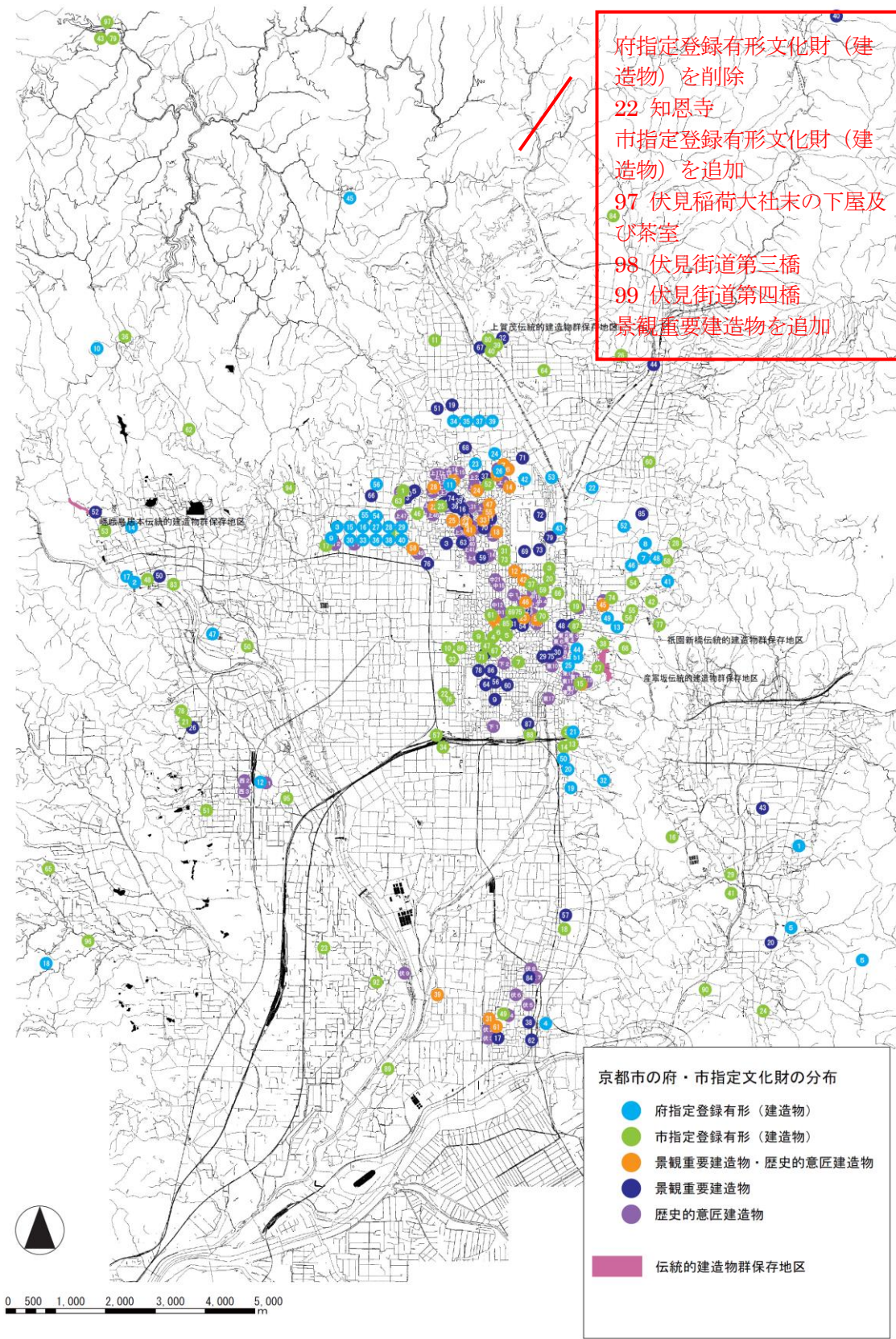


図 1-19 京都市の府・市指定文化財等の分布

旧 (P1-24)

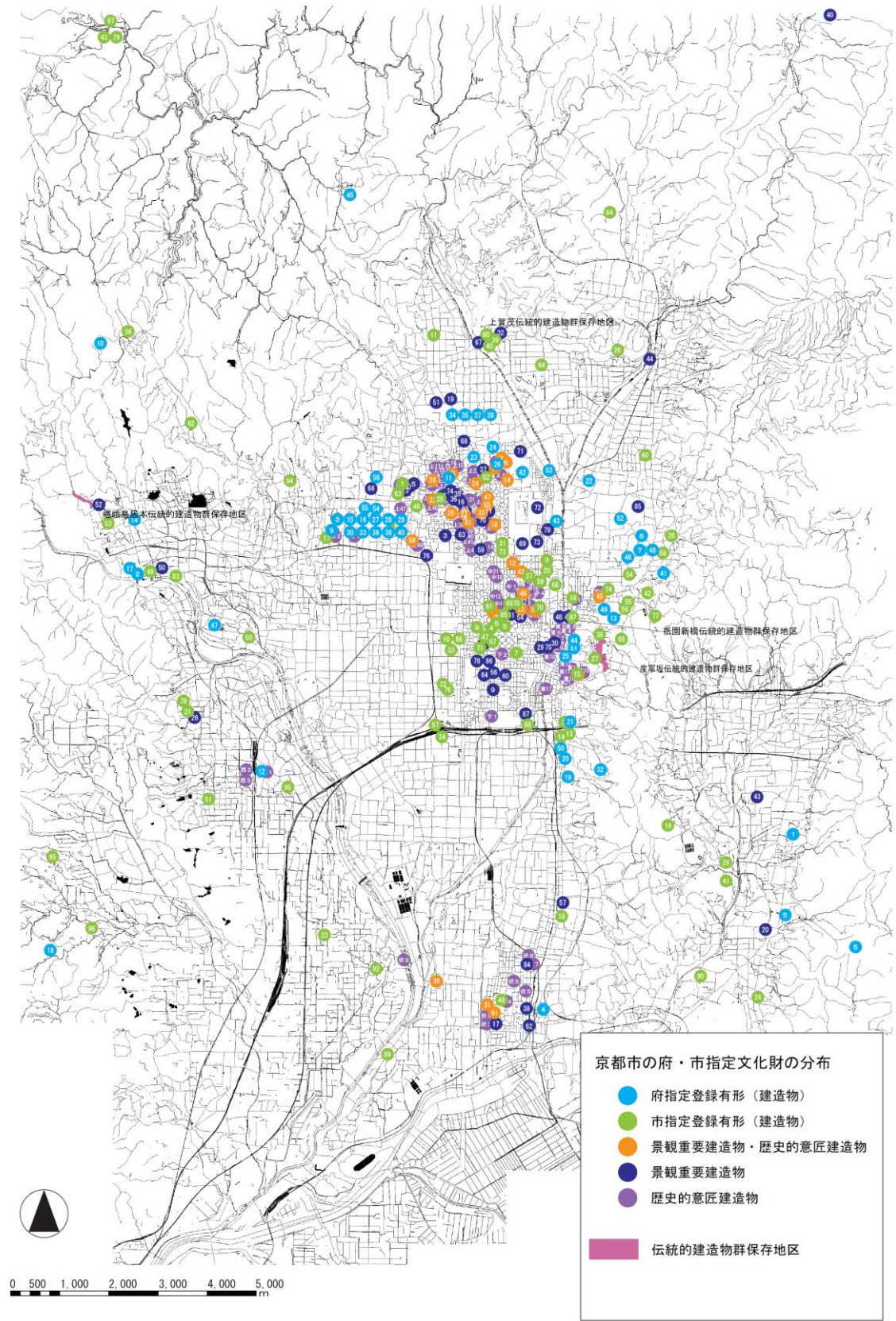


図 1-19 京都市の府・市指定文化財等の分布

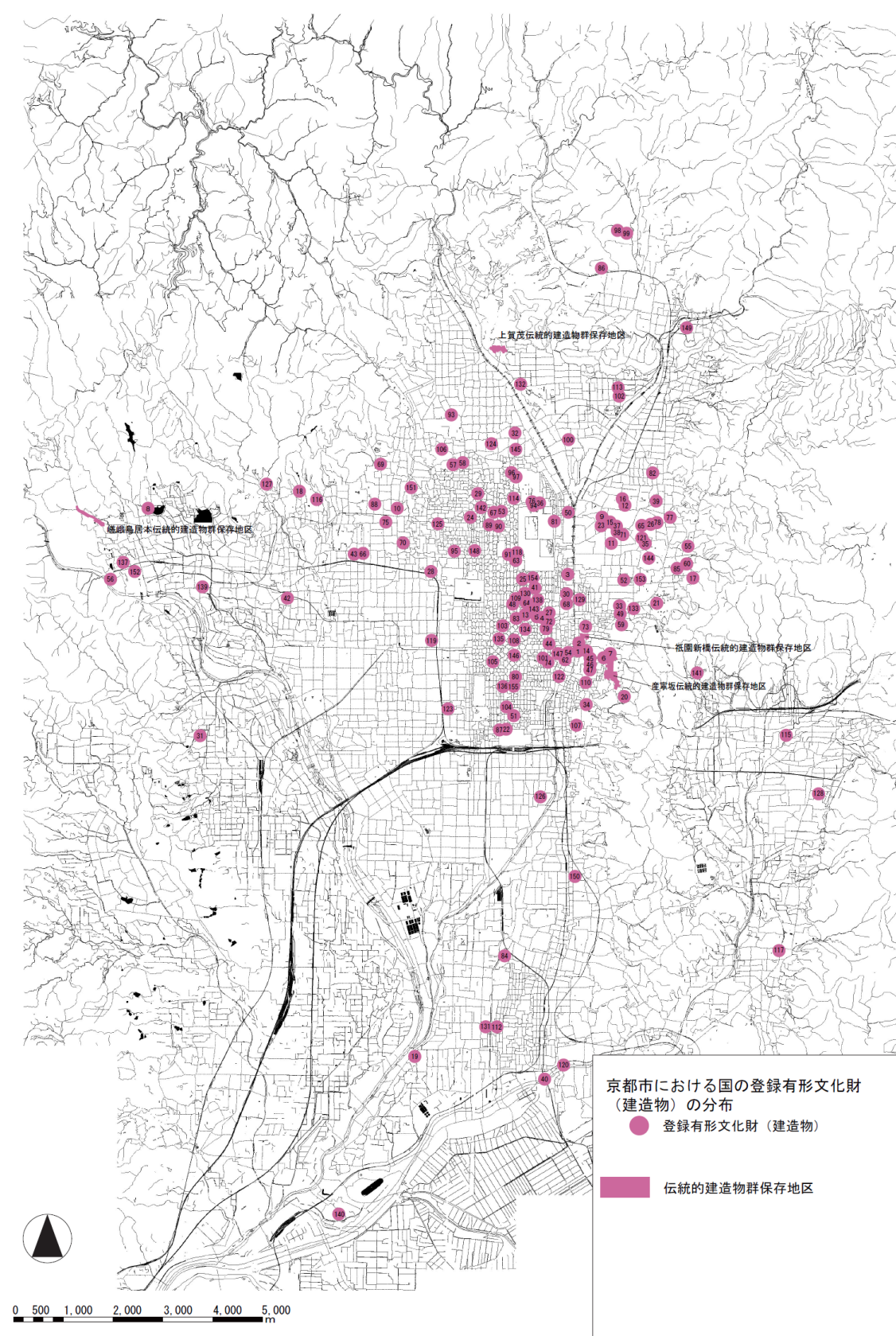
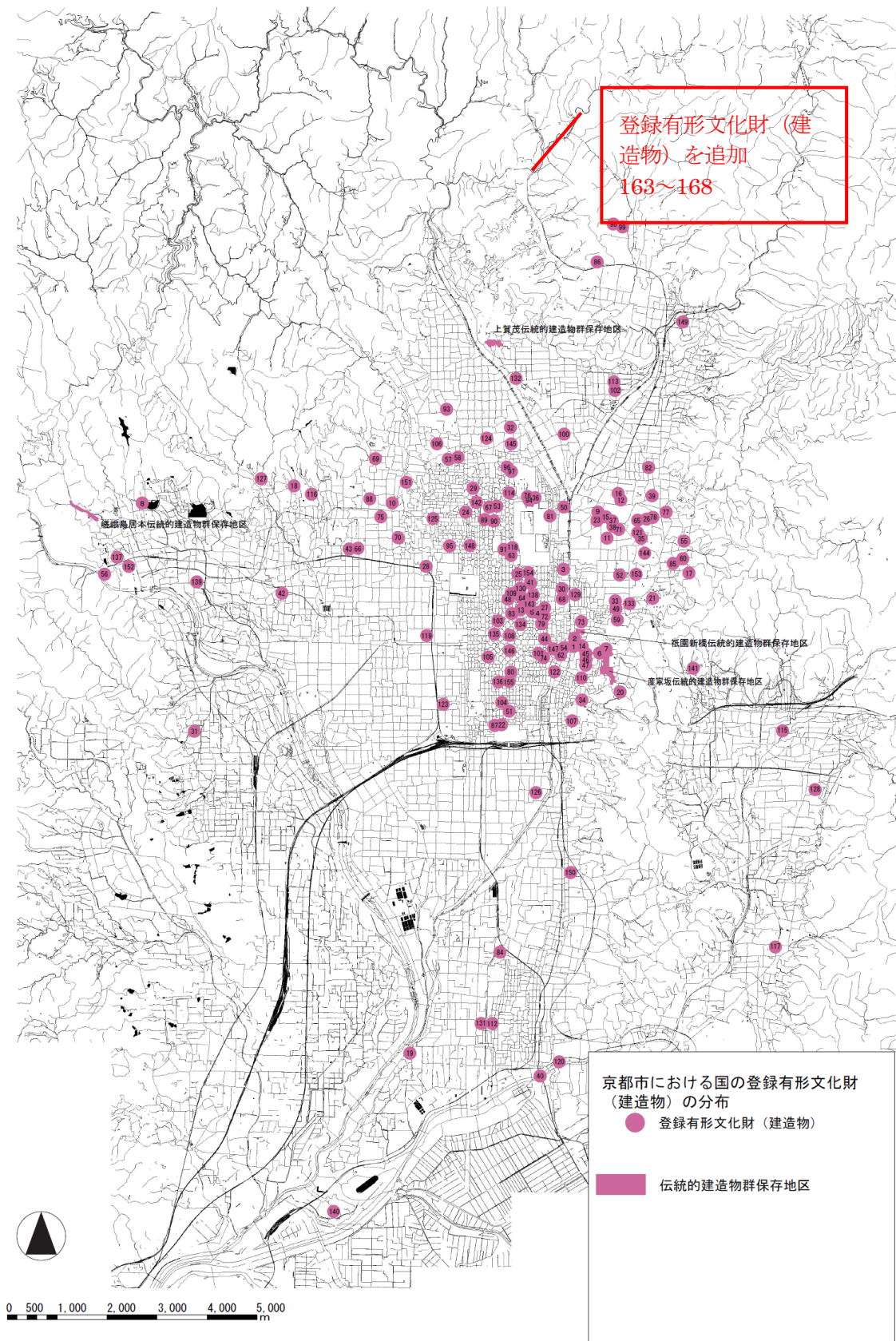


図1-20 京都市における国の登録有形文化財（建造物）の分布

図1-20 京都市における国の登録有形文化財（建造物）の分布

(カ) 京都市京町家の保全及び継承に関する条例の活用

京都のまちなか景観の基盤を構成し、歴史的風致の重要な構成要素である京町家は、今もなお、年間約2%の割合で滅失が進行しており、京町家の空き家率も14%を超えるなど、歴史都市・京都のアイデンティティを脅かす重大な危機にある。このため、多様な主体の責務・役割を明確にするとともに、京町家の取壊しに関する手続き等を定める「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」を平成29年11月に制定し、京町家の保全及び継承を推進する。この条例に基づき、趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全及び継承を効果的に進めるため、個別の建物や区域を指定している。

京町家保全継承地区面積

名称	面積 (ha)
京町家保全継承地区	約 7.1

エ 市街地景観の保全・再生・創出

京都は自然的・歴史的資産に恵まれた歴史都市であると同時に約147万人の市民が生活を営み、また伝統産業や時代の最先端をいく産業の盛んな大都市でもある。そのような大都市としての都市機能を備えつつも、自然的・歴史的資産と調和する市街

地景観を形成していくことが重要である。

京都市では国の制度を活用することと併せて京都市独自の制度も創設し、市街地景観の保全・再生を図ってきた。

(7) 美観地区・美観形成地区 (景観地区)

昭和47年(1972)から美観地区の指定制度を活用し、御所、二条城など大規模な歴史的建造物とその周辺地域や鴨川河畔、鴨東地域などを「美観地区」に指定し、京都市の独自の条例と組み合わせることによって、建築物等のデザインについての基準を定め、市街地景観の維持・向上に努めてきた。

バブル期の土地投機を踏まえて、平成7年(1995)には、きめ細かい景観やまちづくりを誘導するため、種別基準を細分化し、翌年には、京都固有の歴史的景観を継承している旧市街地の京都らしい町並み景観の整備に焦点を当て、西陣や伏見旧市街地などの地域を含む地区指定の拡大を行った。

平成17年の景観法の施行に伴い、美観地区は景観地区に移行し、平成19年からは歴史的市街地(おおむね昭和初期には市街化していた北大路通、東大路通、九条通、西大路通に囲まれた地域)

(カ) 京都市京町家の保全及び継承に関する条例の活用

京都のまちなか景観の基盤を構成し、歴史的風致の重要な構成要素である京町家は、今もなお、年間約2%の割合で滅失が進行しており、京町家の空き家率も14%を超えるなど、歴史都市・京都のアイデンティティを脅かす重大な危機にある。このため、多様な主体の責務・役割を明確にするとともに、京町家の取壊しに関する手続き等を定める条例を平成29年9月に制定し、京町家の保全及び継承を推進する。

エ 市街地景観の保全・再生・創出

京都は自然的・歴史的資産に恵まれた歴史都市であると同時に約147万人の市民が生活を営み、また伝統産業や時代の最先端をいく産業の盛んな大都市でもある。そのような大都市としての都市機能を備えつつも、自然的・歴史的資産と調和する市街地景観を形成していくことが重要である。

京都市では国の制度を活用することと併せて京都市独自の制度も創設し、市街地景観の保全・再生を図ってきた。

(7) 美観地区・美観形成地区 (景観地区)

昭和47年(1972)から美観地区の指定制度を活用し、御所、二条城など大規模な歴史的建造物とその周辺地域や鴨川河畔、鴨東地域などを「美観地区」に指定し、京都市の独自の条例と組み合わせることによって、建築物等のデザインについての基準を定め、市街地景観の維持・向上に努めてきた。

バブル期の土地投機を踏まえて、平成7年(1995)には、きめ細かい景観やまちづくりを誘導するため、種別基準を細分化し、翌年には、京都固有の歴史的景観を継承している旧市街地の京都らしい町並み景観の整備に焦点を当て、西陣や伏見旧市街地などの地域を含む地区指定の拡大を行った。

平成17年の景観法の施行に伴い、美観地区は景観地区に移行し、平成19年からは歴史的市街地(おおむね昭和初期には市街化していた北大路通、東大路通、九条通、西大路通に囲まれた地域)を、50年後、100年後の京都の将来を見据えた歴史都市・京都の景観づくりの重点区域と定め、これまでの美観地区の指定に加え、京都にふさわしい新たな景観の創出を目的とした美観形成地区を新たに設けた。

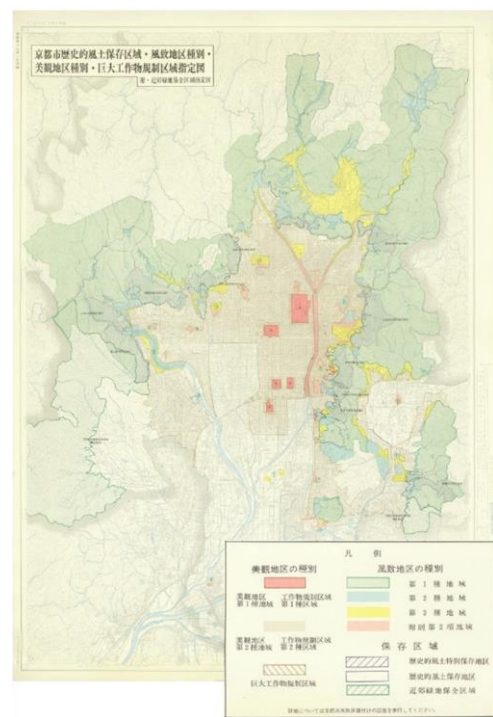


図3-2 市街地景観条例における地区指定図 (昭和48年(1973))

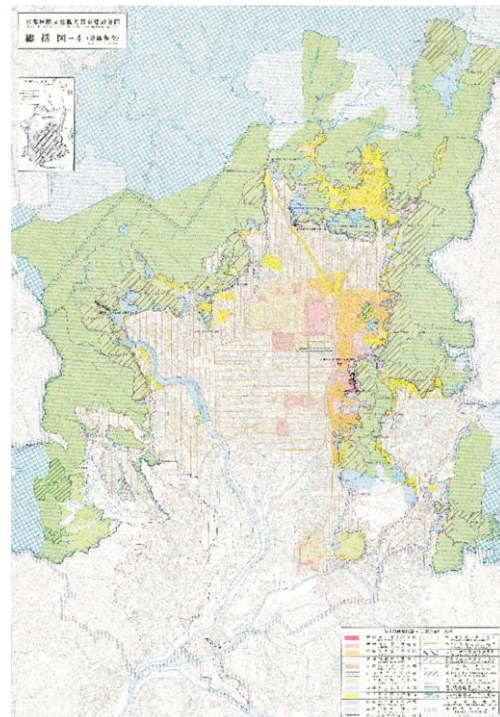


図3-3 市街地景観整備条例における地区指定図 (平成7年(1995))

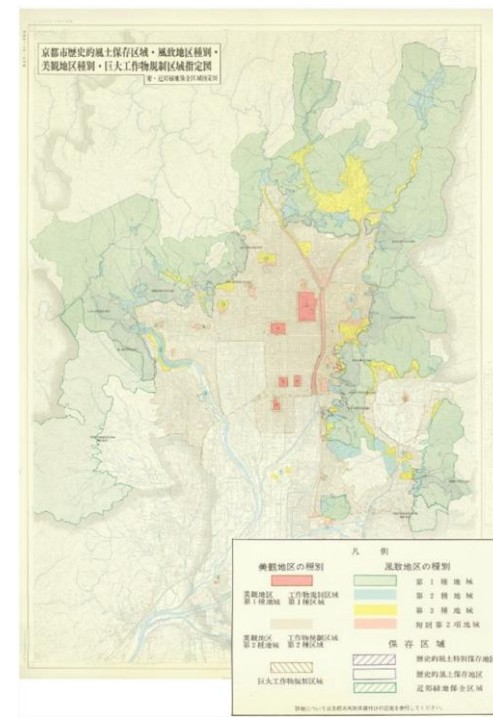


図3-2 市街地景観条例における地区指定図 (昭和48年(1973))

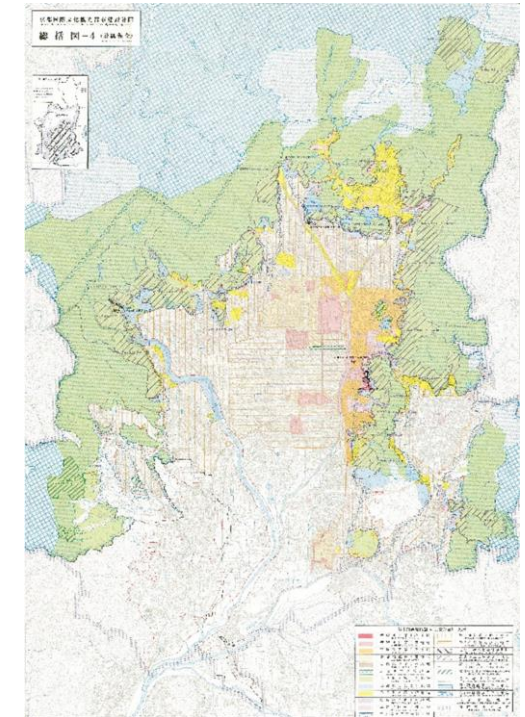


図3-3 市街地景観整備条例における地区指定図 (平成7年(1995))

新（P3-10）

を、50年後、100年後の京都の将来を見据えた歴史都市・京都の景観づくりの重点区域と定め、これまでの美観地区の指定に加え、京都にふさわしい新たな景観の創出を目的とした美観形成地区を新たに設けた。

併せて、地区の景観特性を生かした建築物等のデザイン基準とするため、種別基準から地区別基準に改めた。

美観地区、美観形成地区面積

景観地区名	面積（ha）
美観地区	約 2,354
美観形成地区	約 1,077
合計	約 3,431

(イ) 建造物修景地区・沿道景観形成地区

昭和47年（1972）に制定した京都市市街地景観条例において、市街地景観に大きな影響力を持つ巨大工作物の建設を規制する巨大工作物規制区域を広範囲にわたって指定した。その後、平成7年（1995）に全面改正した京都市市街地景観整備条例において、この巨大工作物規制区域を建造物修景地区に変更し、工作物だけでなく建築物も規制対象とし、美観地区以外の市街地各所の景観の特色を持つ地域において京都らしい町並み景観を整えることを目的とする制度として、市域の広範囲にわたる指定を行い、届出制度により、デザイン等の指導・誘導を行ってきた。

また、道路の整備と一体になって市街地景観の整備を図る沿道景観形成地区制度を創設し、御池通地区（木屋町通から堀川通までの沿道）において、地権者等を交えた整備計画の策定により沿道景観の形成を図ってきた。

平成17年の景観法の制定を受け、景観計画を策定し、建造物修景地区を景観計画区域に位置付けた。平成19年には建造物修景地区の拡大を行い、良好な景観の形成のための行為の制限を定め、市街地景観の創出を図っている。

建造物修景地区面積

地区名	面積（ha）
建造物修景地区	約 8,581

オ 屋外広告物の規制

屋外広告物は都市の景観を構成する重要な要素の一つであることから、都市の景観の維持及び向上を図るとともに公衆に対する危害を防止するため、京都市域においては昭和24年（1949）から京都府屋外広告物条例により、また、昭和31年からは、屋外広告物法に基づいて、京都市屋外広告物条例を定め、この条例に基づいて屋外広告物の規制及び誘導を行い、京都に相応しいデザインの屋外広告物が表示されるよう努めてきた。

この長い歴史を持つ、本市の広告物行政を更に進めるため、平成8年（1996）には、屋外広告物条例の全部改正を行い、全国で初めて、窓ガラスなどの内側に表示される広告物についても規制を加えるなど、広告物規制の強化を行った。また、伝統的建造物群保存地区等では、地域特性に応じた規制を行うなどの制度を充実させた。

また、平成15年には条例の一部改正を行い、これまで規制されていなかった電車、バス、トラック等の車体を利用する「車体広告」を規制の対象とした。

さらに、平成19年には、新景観政策の一環として、地域の景観特性や高さ・デザイン規制の見直しに対応した規制となるよう、規制区域の種別を細分化し、従前の基準の見直しを行った。新たな基準では、良好なスカイライン形成のために屋上屋外広告物を市内全域で禁止、また点滅式や可動式の照明を使用した屋外広告物も市内全域で禁止した。また、これに併せ、違反屋外広告物に対する指導の強化を図るとともに、優良な屋外広告物の設置を誘導するために、支援制度として、表彰制度、特例許可制度、助成制度を設けた。

平成24年度からは、7年間の経過措置期間が終了する平成26年8月までに、市内全域の屋外広告物の違反状態の解消に向け、屋外広告物制度の定着促進や、市内全域を対象としたローラー作戦による是正のための指導の強化と支援策の充実などを柱とする屋外広告物対策の抜本的な取組の強化を実施している。

屋外広告物規制区域等面積

区分	面積（ha）
屋外広告物規制区域	約54,545
屋外広告物等特別規制地区	約19.6

旧（P3-10）

併せて、地区の景観特性を生かした建築物等のデザイン基準とするため、種別基準から地区別基準に改めた。

美観地区、美観形成地区面積

景観地区名	面積（ha）
美観地区	約 2,354
美観形成地区	約 1,077
合計	約 3,431

(イ) 建造物修景地区・沿道景観形成地区

昭和47年（1972）に制定した京都市市街地景観条例において、市街地景観に大きな影響力を持つ巨大工作物の建設を規制する巨大工作物規制区域を広範囲にわたって指定した。その後、平成7年（1995）に全面改正した京都市市街地景観整備条例において、この巨大工作物規制区域を建造物修景地区に変更し、工作物だけでなく建築物も規制対象とし、美観地区以外の市街地各所の景観の特色を持つ地域において京都らしい町並み景観を整えることを目的とする制度として、市域の広範囲にわたる指定を行い、届出制度により、デザイン等の指導・誘導を行ってきた。

また、道路の整備と一体になって市街地景観の整備を図る沿道景観形成地区制度を創設し、御池通地区（木屋町通から堀川通までの沿道）において、地権者等を交えた整備計画の策定により沿道景観の形成を図ってきた。

平成17年の景観法の制定を受け、景観計画を策定し、建造物修景地区を景観計画区域に位置付けた。平成19年には建造物修景地区の拡大を行い、良好な景観の形成のための行為の制限を定め、市街地景観の創出を図っている。

建造物修景地区面積

地区名	面積（ha）
建造物修景地区	約 8,581

オ 屋外広告物の規制

屋外広告物は都市の景観を構成する重要な要素の一つであることから、都市の景観の維持及び向上を図るとともに公衆に対する危害を防止するため、京都市域においては昭和24年（1949）から京都府屋外広告物条例により、また、昭和31年から

は、屋外広告物法に基づいて、京都市屋外広告物条例を定め、この条例に基づいて屋外広告物の規制及び誘導を行い、京都に相応しいデザインの屋外広告物が表示されるよう努めてきた。

この長い歴史を持つ、本市の広告物行政を更に進めるため、平成8年（1996）には、屋外広告物条例の全部改正を行い、全国で初めて、窓ガラスなどの内側に表示される広告物についても規制を加えるなど、広告物規制の強化を行った。また、伝統的建造物群保存地区等では、地域特性に応じた規制を行うなどの制度を充実させた。

また、平成15年には条例の一部改正を行い、これまで規制されていなかった電車、バス、トラック等の車体を利用する「車体広告」を規制の対象とした。

さらに、平成19年には、新景観政策の一環として、地域の景観特性や高さ・デザイン規制の見直しに対応した規制となるよう、規制区域の種別を細分化し、従前の基準の見直しを行った。新たな基準では、良好なスカイライン形成のために屋上屋外広告物を市内全域で禁止、また点滅式や可動式の照明を使用した屋外広告物も市内全域で禁止した。また、これに併せ、違反屋外広告物に対する指導の強化を図るとともに、優良な屋外広告物の設置を誘導するために、支援制度として、表彰制度、特例許可制度、助成制度を設けた。

平成24年度からは、7年間の経過措置期間が終了する平成26年8月までに、市内全域の屋外広告物の違反状態の解消に向け、屋外広告物制度の定着促進や、市内全域を対象としたローラー作戦による是正のための指導の強化と支援策の充実などを柱とする屋外広告物対策の抜本的な取組の強化を実施している。

屋外広告物規制区域等面積

区分	面積（ha）
屋外広告物規制区域	約54,545
屋外広告物等特別規制地区	約19.6

新（P3-12）

平成30年（2018）には条例を改正し、新たに「視点場」を追加（11箇所）するとともに、参道その他境内地周辺の道などの「視点場」を指定した。また、構想段階における事前協議制度として景観デザインレビュー制度を導入するなど施策の充実を図った。

8つの眺めと保全区域の種別（平成30年10月1日施行）

眺めの種類	保全すべき眺望景観・借景	保全区域		
		眺望空間	近景	遠景
境内の眺め <27箇所>	(1)賀茂別雷神社(上賀茂神社), (2)賀茂御祖神社(下鴨神社), (3)教王護国寺(東寺), (5)醍醐寺, (6)仁和寺, (7)高山寺, (8)西芳寺, (9)天龍寺, (10)鹿苑寺(金閣寺), (12)龍安寺, (13)本願寺(西本願寺), (14)二条城, (15)京都御苑, (17)桂離宮, (18)北野天満宮, (19)知恩院, (20)建仁寺, (21)東福寺, (22)南禅寺, (23)大徳寺, (24)妙心寺, (25)相国寺, (26)真宗本廟(東本願寺), (27)平安神宮		○	
	(4)清水寺, (11)慈照寺(銀閣寺), (16)修学院離宮		○	○
境内地周辺の眺め <23箇所>	上記【境内の眺め】の対象のうち, (7)高山寺, (8)西芳寺, (16)修学院離宮, (20)建仁寺を除く寺社等		○	
通りの眺め <4箇所>	(28)御池通, (29)四条通, (30)五条通, (31)産寧坂伝統的建造物群保存地区内の通り		○	
水辺の眺め <2箇所>	(32)濠川・宇治川派流, (33)疏水		○	
庭園からの眺め <2箇所>	(34)円通寺 (35)渉成園	○	○	○
山並みへの眺め <3箇所>	(36)賀茂川右岸からの東山, (37)賀茂川両岸からの北山, (38)桂川左岸からの西山		○	
「しるし」への眺め <8箇所>	(39)賀茂川右岸からの「大文字」, (40)高野川左岸からの「法」, (41)北山通からの「妙」, (42)賀茂川左岸からの「船」, (43)桂川左岸からの「鳥居」, (45)船岡山公園からの「大文字」, 「妙」, 「法」, 「船」, 「左大文字」	○	○	○
	(44)西大路通からの「左大文字」	○	○	
	(46)八坂通からの「法観寺五重塔(八坂ノ塔)」		○	
見晴らしの眺め <2箇所>	(47)鴨川に架かる橋からの鴨川, (48)渡月橋下流からの嵐山一帯		○	
見下ろしの眺め <1箇所>	(49)大文字山からの市街地		○	○

※ 眺望空間：眺望空間保全区域、近景：近景デザイン保全区域、遠景：遠景デザイン保全区域

(2) 文化芸術、伝統産業の振興に関するこれまでの取組

ア 文化芸術振興の取組

京都市では、平成8年（1996）に「京都市芸術文化振興計画」を策定し、更に平成15年には、同計画の更なる推進を図るため「京都市芸術文化振興計画推進プログラム 芸術文化の都づくりプラン」を策定するなど、これまでから、文化芸術振興の長期的な指針のもとに文化芸術振興の積極的な取組を推進してきた。

平成19年からは京都文化芸術都市創生計画に基づき、文化芸術の一層の振興を図ってきた。

(7) 総合的な文化芸術振興の取組の推進

平成12年に「京都芸術センター」を開設し、芸術家等の文化芸術活動の支援、市民等への文化芸術情報の発信、芸術家と市民の交流などの取組を行ってきた。今日、この「京都芸術センター」では、毎年、現代から伝統まで様々なジャンルの文化芸術事業、ジャンル間の触発融合を目指した事業、アーティスト・イン・レジデンス（芸術家等が一定期間国内外の他の都市に居住し、その都市の歴史や文化に感化を受けながら作品を制作・発表する試み）など200以上の事業を行い、6万人以上の人々が鑑賞・体験している。

(4) 芸術家の育成や活動支援の推進

若い芸術家の支援策として、概ね1年間の活動に資するための奨励金を支給し、飛躍を促す「京都市芸術文化特別奨励制度」を平成12年度に創設し、平成22年度までに23組の有望な芸術家を支援してきた。また、京都市立芸術大学に大学院美術研究科博士課程を設置するなど、芸術家の育成を図っている。

(7) 市民の文化芸術鑑賞の促進や活動の振興

京都の寺院・神社や京都コンサートホールなどまち全体を舞台に、多彩な催しを秋に集中的に行う「京都文化祭典」を平成16年度から実施しており、期間中約90万人（平成22年度）の市民・観光客を集めている。また、京都市交響楽団の演奏会、京都薪能、市民狂言会、市民寄席を開催している。

(1) 文化芸術環境の向上

京都会館や京都市美術館、京都コンサートホール等の施設に加え、京都市美術館別館や右京ふれあい文化会館の開館などにより文化芸術環境の

旧（P3-12）

8つの眺めと保全区域の種別

眺めの種類	保全すべき眺望景観・借景	保全区域		
		眺望空間	近景	遠景
境内の眺め <17箇所>	(1)賀茂別雷神社(上賀茂神社), (2)賀茂御祖神社(下鴨神社), (3)教王護国寺(東寺), (5)醍醐寺, (6)仁和寺, (7)高山寺, (8)西芳寺, (9)天龍寺, (10)鹿苑寺(金閣寺), (12)龍安寺, (13)本願寺, (14)二条城, (15)京都御苑, (17)桂離宮		○	
	(4)清水寺, (11)慈照寺(銀閣寺), (16)修学院離宮		○	○
通りの眺め <4箇所>	(18)御池通, (19)四条通, (20)五条通, (21)産寧坂伝統的建造物群保存地区内の通り		○	
水辺の眺め <2箇所>	(22)濠川・宇治川派流, (23)琵琶湖疏水		○	
庭園からの眺め <2箇所>	(24)円通寺 (25)渉成園	○	○	○
山並みへの眺め <3箇所>	(26)賀茂川右岸からの東山, (27)賀茂川両岸からの北山 (28)桂川左岸からの西山		○	
「しるし」への眺め <7箇所>	(29)賀茂川右岸からの「大文字」, (30)高野川左岸からの「法」, (31)北山通からの「妙」, (32)賀茂川左岸からの「船」, (33)桂川左岸からの「鳥居」, (35)船岡山公園からの「大文字」「妙」「法」「船」「左大文字」	○	○	○
	(34)西大路通からの「左大文字」	○	○	
見晴らしの眺め <2箇所>	(36)鴨川に架かる橋からの鴨川, (37)渡月橋下流からの嵐山一帯		○	
見下ろしの眺め <1箇所>	(38)大文字山からの市街地		○	○

※ 眺望空間：眺望空間保全区域、近景：近景デザイン保全区域、遠景：遠景デザイン保全区域

(2) 文化芸術、伝統産業の振興に関するこれまでの取組

ア 文化芸術振興の取組

京都市では、平成8年（1996）に「京都市芸術文化振興計画」を策定し、更に平成15年には、同計画の更なる推進を図るため「京都市芸術文化振興計画推進プログラム 芸術文化の都づくりプラン」を策定するなど、これまでから、文化芸術振興の長期的な指針のもとに文化芸術振興の積極的な取組を推進してきた。

平成19年からは京都文化芸術都市創生計画に基づき、文化芸術の一層の振興を図ってきた。

(7) 総合的な文化芸術振興の取組の推進

平成12年に「京都芸術センター」を開設し、芸術家等の文化芸術活動の支援、市民等への文化芸術情報の発信、芸術家と市民の交流などの取組を行ってきた。今日、この「京都芸術センター」では、毎年、現代から伝統まで様々なジャンルの文化芸術事業、ジャンル間の触発融合を目指した事業、アーティスト・イン・レジデンス（芸術家等が一定期間国内外の他の都市に居住し、その都市の歴史や文化に感化を受けながら作品を制作・発表する試み）など200以上の事業を行い、6万人以上の人々が鑑賞・体験している。

(4) 芸術家の育成や活動支援の推進

若い芸術家の支援策として、概ね1年間の活動に資するための奨励金を支給し、飛躍を促す「京都市芸術文化特別奨励制度」を平成12年度に創設し、平成22年度までに23組の有望な芸術家を支援してきた。また、京都市立芸術大学に大学院美術研究科博士課程を設置するなど、芸術家の育成を図っている。

(7) 市民の文化芸術鑑賞の促進や活動の振興

京都の寺院・神社や京都コンサートホールなどまち全体を舞台に、多彩な催しを秋に集中的に行う「京都文化祭典」を平成16年度から実施しており、期間中約90万人（平成22年度）の市民・観光客を集めている。また、京都市交響楽団の演奏会、京都薪能、市民狂言会、市民寄席を開催している。

(1) 文化芸術環境の向上

京都会館や京都市美術館、京都コンサートホール等の施設に加え、京都市美術館別館や右京ふれあい文化会館の開館などにより文化芸術環境の